

基山町農業委員会会議録

令和4年11月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者12名 欠席者2名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	欠席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第29号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第30号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	10件
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第25号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件
報告第26号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	2件
その他(1)	農業委員の欠員について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号1番 朗読

この件につきましては、譲受人が相手側の要望のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

申請内容から農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、その取得後において耕作等の事業に供すべき農地の面積の合計が6,201㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第1区長谷川集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号1番については、全員一致で許可します。

次に、議案第29号2番について許可申請がありましたので許可を求めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号2番 朗読

この件につきましては、譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

申請内容から農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が17,258㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第4区才の上集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号2番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号2番は、全員一致で許可します。

次に、議案第30号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号1番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区園部共同乾燥場付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

農業規模拡大され担い手となっている方です。問題ないと思われま

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第30号1番は、全員一致で決定します。

次に、議案第30号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり3,000円です。場所は、第2区皮籠石集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

野菜栽培をされます。農業用機械については近隣の方に借用されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第30号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、議案第30号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号3番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町宮球場付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

農業機械も所持され、野菜、米を作付けされています。問題ないと思われま

す。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第30号3番は、全員一致で決定します。

次に、議案第30号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号4番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

耕友会（5人）で借用されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第30号4番は、全員一致で決定します。

次に、議案第30号5番から10番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

5番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

6番につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

7番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町立図書館南側付近にある圃場です。

8番につきましては、貸し手の高齢化により貸借権を再設定するものです。期間は1年です。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手からの要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区上野集落付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われる。

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第30号5番から10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

次に、報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第24号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。令和4年10月20日付けで受理しております。場所は、第1区亀の甲池の北側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第24号1番を終わります。次に、報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第25号

この件につきましては、申請人の市街化区域にある農地を建売住宅にするものです。令和4年10月24日付けで受理しております。場所は、第5区伊勢前集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第25号を終わります。次に、報告第26号農地法第18条による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第26号1番

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和4年10月20日付けで受理しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第26号2番を事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第26号2番

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和4年10月20日付けで受理しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですのでその他(1)農業委員の欠員について事務局から説明をお願いします。

事務局

農業委員会委員の欠員について説明いたします。

法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はありません。そのため、必ずしも農業委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はありません。

ただし、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、委員会の総意により速やかに農業委員を任命することが適当であると考えられます。また、補充についても、改選と同様に推薦・応募等の手続きを行うことが必要となります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。

全委員

令和5年7月改選時に補充する。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、その他(1)を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年11月1日

署名人

議 長

委 員

委 員